

第43回 規制改革推進会議終了後記者会見 議事概要

1．日時：平成31年4月22日（月）17:10～17:45

2．場所：合同庁舎4号館4階共用408会議室

3．出席者：

（委員）大田弘子議長、安念潤司座長

4．議事概要：

小見山参事官 では、そろそろ時間でございますので、第43回「規制改革推進会議」後の大田議長、安念座長による記者会見を行いたいと思います。

それでは、まずは大田議長のほうに進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

大田議長 ただいま規制改革推進会議、第43回が終了いたしました。本日の議題は3つです。

1つは、日本で働く外国人材への「就労のための日本語教育」について、その枠組み整備に関する意見書が提出されました。

2番目、オンラインによる遠隔教育の本格的推進及び最新技術を活用した教育の推進について。

3番目、各種国家資格における旧姓使用の範囲拡大について、です。

1つ目の意見書は、保育・雇用ワーキング・グループで取りまとめましたので、安念座長が御出席です。安念さんから御説明いただきます。

安念座長 保育・雇用ワーキング・グループの座長をしております安念と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料、頭から数枚めくっていただきまして、右肩に資料1というのがございますでしょうか。それをごらんいただきたいと存じます。

御案内のように、この4月1日から特定技能という在留資格でも外国人の労働力を受け入れることになりましたが、日本という国は、少なくとも見通し得る将来には多言語国家としてやっていくという見通しは、まずほぼございません。そうした際、外国からの労働者にきちんとした待遇を与える、日本の社会の中でディーセントな地位を得ていただくには、やはり日本語教育というのが欠かせないと思います。

実際には、もう既に外国人の労働力が多数入っております地域では、必要に迫られて自治体や企業が日本語教育をしておりますが、これは本当に必要に迫られての手探りといった状態でございます。そこで、そういった手探りの状態をできるだけ組織化するといいでしょうか、体系化するというか、そういうことをしなければならないと思います。

一方、国がきちんとした制度を整備するのが一番望ましいのですが、もう既に受け入れ

つつあるわけですから、これから何年かたって整備しますというわけにもまいりませんので、現に行われている自治体や企業の取り組みを国が支援するという形をとりたい、それが現実的であると考えた次第でございます。

そこで、幾つかの【改革の方向性】というのを書いておきましたので、このところだけ読み上げさせていただきたいと思います。

まず1ページの一番下のところをごらんください。

「国は『外国人就労・定着支援研修事業』」、これは数十年歴史のあるものでございますが、「における日本語教育の実践経験に基づき、地方自治体及び企業に向けて、日本国内で働くことに特化した外国人労働者への『就労に役立つ日本語教育』のガイドラインを示すべきである」。めくっていただきまして「併せて、地域の実情を踏まえて地方自治体が積極的に関わっていけるよう、地域社会における日本語教育の重要性を周知し、ガイドラインの推進体制を示すべきである」。

「2．地方自治体主導による教育環境の整備」ですが、これも【改革の方向性】だけ読み上げさせていただきます。

「『多文化共生総合相談ワンストップセンター』」、これは今回の特定技能のビザの導入に伴って設けられることとなっている、そういうセンターでございます。「に日本語教育機能を設け、企業、日本語教育関係者、自治会等と外国人労働者が交流できるよう、自治体に働きかけるべきである。また、好事例を他自治体へ提供すべきである」。

「育児・介護と仕事の両立支援にあたって『くるみんマーク』等の認定制度が設けられているように、就労外国人への日本語教育も含む手厚い受け入れ支援を行っている企業を評価する仕組みを設けるべきである」。

次に、人材の確保の問題でございます。3ページに入っていただきまして【改革の方向性】でございます。

「国は、前出の『就労に役立つ日本語教育』のガイドラインに沿って、就労のための日本語教育者に求められる要件、教育のための標準プログラムを策定すべきである」。

「『外国人就労・定着支援研修事業』の豊富な実績から得られた教育内容のノウハウを、必要とする企業や自治体に提供すべきである」。

「定年退職者等の離職者や子育てを終えた方等が自身の経験を活かし、セカンドキャリアとして就労のための日本語教育者として活躍できるよう育成し、その能力に相応しい就労先を斡旋すべきである」。

「4．教育内容の質の確保」。【改革の方向性】でございます。

CEFR、セファールとか、そういうように呼ぶことが多いようですが、ヨーロッパで行われております、段階ごとに、こういう段階の語学力があればこういう仕事につけますというランキングの表でございます。「CEFRに準拠した能力達成度を精緻化し、就労におけるコミュニケーション能力を定義し評価する仕組みが必要である。そのために、日本国内で働くことに特化したCan-doリスト」、CEFRもCan-doリストなのですが、要するに、これぐ

らの語学力、この方面のこういう語学力があればこういう仕事ができますというリストでございます。これを「作成し、各企業が活用できる『ひな形』として提供すべきである」。

以上でございます。

大田議長 安念座長はこのあと退席しますので、まず今の意見書に関する質問をお願いします。会議では、この意見書についての異論はなく、このまま規制改革推進会議の意見書となりました。

小見山参事官 それでは、質問のある方は挙手の上、マイクを回しますので、所属を名乗っていただいた上で御質問いただければと思います。よろしいですか。

それでは、安念座長はこれまでということでございます。お疲れさまでした。

(安念座長退室)

大田議長 それでは、議題2について、議論を御紹介いたします。

オンラインによる遠隔教育の本格的推進、これは昨年11月にまとめました第4次答申で、これから5年以内に遠隔教育を希望する全ての小・中・高で実現する、と書いております。今日はそのフォローアップです。それと併せて、最新技術を活用した教育の推進について。これは2月26日の規制改革推進会議と3月11日の公開討論会で議論を行いました。そのときの続きということになります。

まず文部科学省から、お手元にお配りしております資料2-1に基づいて、先端技術を活用した教育について御説明がありました。先日発表された柴山プランがベースになっていきます。

いろいろな議論がありましたが、主に議論になった点を御紹介します。この資料の中には無いのですが、デジタル教科書について公開討論会のときに問題提起されながら十分な議論ができておりませんでしたので、今日さまざまな意見が出ました。

現在、デジタル教科書は使っていることになっていますが、法律では、紙の内容を記録したデジタル教材という定義になっており、紙の内容そのものがデジタル教材になっています。また、使用は授業にかかる総時間の2分の1未満という規定になっております。これについて、質問と意見が出されましたので紹介していきます。

まず、この2分の1未満という「2分の1」にどういう意味があるのかという質問に対し、答えは、国会での審議において、現段階では紙を主としつつ段階的に、ということになっているので、主を超えない範囲ということで2分の1になっていると。また、国会の附帯決議で、デジタル教科書に関しては、必要な教育上の効果やその成果について、実証的研究を踏まえたうえで施策を講ずることになっているということでした。

次に、紙が大前提になっているが、紙優先という前提を今後見直すのかという質問があり、これに対しては、法律の構造が紙の内容を記録した同一内容のものとされているという答えでした。

また、デジタル教科書の内容と紙と一緒になくてはならないという理由がわからないという質問がありました。デジタル教材ですと映像や動画を見せることができるわけですが、

紙の教科書と一緒になければならないということはどういうことかと。これに対しても、法律上、そうなっていると。ただし、補助教材に関しては現場のニーズに応じてデジタルを活用した形ができるという答えでした。

同じくデジタル教材について、日本は、デジタルを活用した教育は相当遅れているので、スピードを上げてやっていかなければいけない。そのときに、紙にこだわる意味がわからない。大人の事情で紙が主体となっているのではないか。社会では紙の利用がどんどん減ってデジタル化している。実際、政府もSociety5.0を標榜している。それなのに、いまだ紙ファーストで、それを子供に押しつけるというのはおかしくないか。現場で判断しながら使うということでもいいのではないか、という質問がありました。これに対しても、同じ回答でした。法律上、紙の内容を記録するという定義になっている。それから、国会での審議において、実証的研究を踏まえつつ段階的に導入していくということになっていると。

また、国会の審議では、デジタル化のメリットとデメリットが出たはずで、実際、林文科大臣はデジタル教科書の利点を生かしながら教育の質を高めていくという答弁をしておられるが、今日の御説明の中でデジタル教科書のメリットについて説明が無かったのではないかという質問に対して、効果を丁寧に検証しながらやっていくと。国会の審議では、大臣から児童生徒の健康への影響に留意するといった答弁もあったということでした。以上が、デジタル教科書についての議論です。

もう一つさまざまな議論が出たのが、ICT環境の整備が地域間で非常に差があるという点です。資料の11ページ「学校のICT環境整備の実態」をご覧ください。冒頭に、学校のICT環境が脆弱であること、地域間格差があることは危機的な状況、と書かれています。これをどう解消していくのかについて、資料18ページに書かれている、ICT活用教育アドバイザーの活用、モデル例の提示、ICTの整備状況について見える化していく、といったお話がありました。

委員から、地方財政措置について質問がありました。今、一般交付税で教育のデジタル化に単年度1805億円の地方財政措置がなされていますが、地方交付税はひもつきではなく、一般財源として活用できますので、地域によって差が出てくるわけです。文科省からは、この整備状況を市町村ごとに現在でも公表しているが、それをさらに詳しく見える化していくという回答がありました。

これに対して、見える化しても進まないのではないか。小学生は学ぶ地域を選べるわけではないから、最低限でもICT化をここまで進めるということが必要ではないかという質問がありました。この質問に対し、単に見える化だけではなくて、なぜ整備が進んでいないか、どこにネックがあるのか、個別に対応していくという回答がありました。

別の論点として、前回の公開討論会で、世界最先端のデジタル教育の実現を目指すという目標を立ててはどうかという規制改革推進会議からの意見に対して、目指していくということ文科省もお答えになり、確認がなされました。この資料で言うと9ページとか10ページに先端技術を活用した教育現場のイメージが出ています。これに向けて、どうい

工程で進んでいくのかという質問があり、それに対しては、現状は資料10ページの第1段階のまだ途中の状況であり、今、いつまでにとすることは言えない。まず、今の第1段階の問題を解消しながら進めていきたいというお答えがありました。

以上が、議題2の主な議論です。

続いて「各種国家資格における旧姓使用の範囲拡大について」。これもお手元に資料があります。まず厚生労働省から保育士、介護福祉士、医師について御説明があり、文部科学省から教員免許状について、最後に金融庁から生命保険募集人の旧姓使用について御説明がありました。資料をご覧くださいとわかりますが、どの省庁も旧姓使用については進めていくということです。

今日は現場の方からの声を伺うために来ていただいております、各省の説明を受けて、次のようなご要望や意見がありました。まず、保育士会からは、旧姓を併記できるようになるのは大変ありがたいが、本音を言えば、一旦登録した名前で、つまり旧姓のままビジネスをするということを希望したい。それは視野に入っているのか、という質問がありました。

介護福祉士会からも、旧姓と新姓のどちらを使用するかは本人が選べるようにしてほしいという御要望がありました。

医師会からは、准看護師、これは都道府県の自治事務になっておりますので、今日のテーマには入っておりませんが、都道府県によって対応が違うので、統一的な対応をお願いしたいという御要望がありました。

これに対する答えとして、一旦登録した名前で、つまり旧姓のまま続けていく、書き換え不要にするということについては、保育士の資格を確認するために他の本人確認書類との突合が必要になるので、旧姓のみとした場合に本人確認をどうするのかなど慎重な検討が必要であるという回答がありました。

介護福祉士会からの選択的に使えるようにという御要望に対しても、自治体における指導監督等の際に、登録証の写しを提出してもらって本人確認をしているので、こうした実務への影響について検討が必要であるというお答えがありました。

医師会の准看護師については、都道府県の自治事務で対応できていないところがあるが、改めて都道府県に周知をしたいという回答がありました。

今の3つの回答、いずれも厚労省からです。

その後、委員からの意見として、やはり漏れがあるのはいけないので、この際、政府全体で旧姓の併記ができるようにしたほうが良いという意見。スピードアップが必要であるので、なるべく早くやってほしいという意見。本人確認のために旧姓のみでは不都合があるということだったが、マイナンバーを活用して本人確認ができるようにしたほうが良いのではないか、といった意見がありました。マイナンバーとのリンクについては、今後、検討していきたいという回答でした。

また、医師会は既に旧姓併記ができるようになっており、比較的迅速にそうなっている

ので、なぜ迅速にできたのかという質問がありました。これに対して、厚労省から、女性の医師の場合は論文発表など業績の継続が重要であるので、以前から問題になっており、スムーズに対応したという回答がありました。

議論の御紹介は以上です。

小見山参事官 それでは、質問を受け付けますので、質問のある方は挙手の上、マイクが届きましたら所属、名前をお名乗りいただいて質問いただければと思います。よろしくお願ひします。

記者 2点、細かいところなのですが、もし聞き漏らしていたら申し訳ありません。デジタル教科書の利用に関して、文科省の回答で法律という言葉が何度か出てきているのですが、そもそもそれは何という法律なのかというのが1点。

旧姓使用のほうで幾つか医師会、保育士会などの呼び名で説明があったのですが、念のため、今回、ヒアリングに応じてくださった団体の正式な名称を教えてくださいか。

大田議長 口頭で申し上げます。学校教育法第34条「小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない」。この第34条の2項に、「前項に規定する教科用図書の内容を文部科学大臣の定めるところにより、記録した電磁的記録である教材がある場合には、教育課程の一部において教科用図書にかえて当該教材を使用することができる。」

これを受けて文部科学省告示第237号で、「教科用図書にかえて、教科用図書代替教材を使用する授業の授業時数が各学年における各教科及び特別の教科である道徳のそれぞれの授業時数の2分の1に満たないこと」とあります。

口頭で読み上げた法律の条文は、途中、略されたところがありますので、正確には法律の条文を当たってください。

今、申し上げた内容は、3月11日、公開討論会の際に、投資等ワーキング・グループ原座長が用いた説明資料の7ページに書かれております。これもホームページに出ていますので、ごらんください。

それから、旧姓使用についてきょうご出席の団体とお名前は事務局から。

小見山参事官 今日、来られた団体代表の方、全国保育士会の副会長、村松幹子さん。公益社団法人日本介護福祉士会副会長の藤野裕子さん。公益社団法人日本医師会常任理事の小玉弘之さん。一般社団法人生命保険協会業務委員長の古河久人さんという4名の方が来られたということでもあります。

大田議長 1点、修正があります。先ほど、本人確認はマイナンバーを活用してはどうかという委員からの質問をご紹介しましたが、正確にはマイナンバーカードです。マイナンバーカードは、本人からの届け出により旧姓を併記することが平成31年11月をめどに可能となるよう、今、関係法令の改正、システム改修を準備中ということになっております。

小見山参事官 ほかにございますでしょうか。

記者 旧姓使用のところなのですけれども、今、厚労省についてお話しいただきましたけれども、今回、金融庁側からどういった説明があって、それについて委員の方からどういった意見が出たか、教えていただけますでしょうか。

大田議長 資料の最後のページをご覧ください。今後、旧姓使用の拡大に向けて、金融庁としては、旧姓使用が可能だということを明確化する。次に、各保険会社に対して、登録された名前と保険募集人が募集時に使用する氏名を適切に管理するよう、態勢の整備を促す。登録において旧姓使用が可能となるよう、電子申請に係るシステムの改修といった実務面で必要な対応を進める。基本的には、これに沿った御説明でした。

具体的にどうやって明確化するのかについては、金融庁の監督指針などで周知していくということでした。

それから、生保協会からは、業務委員長の古河久人さんが来ていただきました。保険募集人は女性が多いので旧姓の使用を続けたいという希望もあったが、これまでは旧姓が可能かどうかは明確ではなかったので、今回、明確にされるということをお聞きすると。旧姓で業務を行う場合の体制をどうしていくのか、保険業界としてもきちんと整備していきたいというお話がありました。よろしいですか。

記者 ありがとうございます。

小見山参事官 ほかいかがでしょうか。

記者 旧姓使用についてお伺いしたいのですけれども、今日、議題に上ったのは保育士、介護福祉士、それから、教員と、これは国家資格ではないということですが、生命保険の募集人、これだけなのでしょうか。

大田議長 旧姓使用が認められていないものがほかにあるのだと思います。現に、今日も委員から、一斉にやるべきだと。例えば厚生労働省関係では美容師とか理容師などの例が出ていました。ただ、時間に限りがありますので、きょうは女性就業者比率が高いものを選んでおります。

女性が多い職業のなかで、改姓後の資格証の書き換え義務がある国家資格として保育士、介護福祉士。書き換え義務の規定はないが資格証への旧姓併記が認められていない国家資格として幼稚園教諭。既に制度的対応を行った国家資格として医師。国家資格ではありませんが、保険募集人は、生命保険募集人登録簿への戸籍名の登録が内閣府令によって定められている、という理由で5つを取り上げました。

記者 すみません、関連してなののですけれども、今日、5つということですが、ほかにも美容師さんとかあるというような指摘があったということなのですが、これは今後、答申とかもまとめられていくかと思うのですが、会議としてどこまで旧姓使用を認めるように、要は新姓と併記にするような形にするのかという方向性というか。

保育士とか介護福祉士というのは2月26日でしたか、本会議の後のブリーフとかでもお話しいただいていたかと思うのですが、その全体です。要は国家資格で旧姓使用を認めていない国家資格、これがどれくらいあって、それらについてどのような対応をしてい

くのか。もう一部だけ今回やろうとされているのか、その方向性みたいなものをお聞かせいただけますか。

大田議長 本来は全てについてやっていくことが望ましいのだろうと思います。そういう私どもの考え方を答申の中を書くということはあるのだと思いますが、御存じのように答申は実施計画になっていきます。実施計画は、それぞれ各省としっかりと詰めていくということになりますので、私どもが網羅的に全部やるということは事実上困難です。

今日も厚労省に対して、ほかの資格もこの際全部やったらどうか、という委員からの意見に対して、厚労省からは、今日は担当部局が来ていないので、その意見があった旨を伝えるという回答でした。それぞれの担当部局がありますので、全部を網羅的に対象にすることはできませんが、そういう考え方は答申の文書の中には何らか書いていきたいと思えます。まずは女性が多いところを選んで、そこは確実にやっていくということで進めたいと考えています。

記者 すみません、大田議長にお聞きするのは大変恐縮なのですが、もし、お手元にデータがあれば教えていただきたいのですが、国家資格のうち、旧姓使用が認められていないというのは大体何割ぐらいあるのかという。

大田議長 私どもも議題に取り上げるに当たって探してみたところ、内閣府が調べたものがありました。それについて事務局から説明します。

長瀬参事官 平成29年5月に内閣府の男女共同参画局で整理して発表しているものですが、今、申し上げた保育士と介護福祉士のほかに当時の状況では、医師などの医療関係職種も旧姓の使用が認められておられませんでした。あとは薬剤師、理容師、美容師、栄養士なども認められておりませんでした。主な資格ではそのようなものがあるということでの御紹介でございます。

記者 そうすると、国家資格のうち、何割ぐらいで旧姓使用が認められているとか、認められていないというようなデータというのは無い。

小見山参事官 無いです。

記者 承知しました。

大田議長 内閣府の男女共同参画局が今の調査をしていますので、あるいはデータをお持ちかもしれません。

小見山参事官 平成29年5月に「各種国家資格における旧姓使用の状況について」という資料が発表されているので、見ていただければと思います。

ほかにごありますか。

記者 旧姓使用に関してなのですが、今後、追加でヒアリングを行うなどの御予定はありますか。

大田議長 今の時点ではありません。

小見山参事官 よろしいでしょうか。

それでは、以上で大田議長、安念座長による記者会見、終了させていただきたいと思

ます。お疲れさまでした。

大田議長 ありがとうございます。